

～ 多重債務の解決方法 ～

○ 多重債務に陥ってしまったら一刻も早く相談を！

- ・努力をしても借金を返済できない状況に陥ってしまったときは、返済のために新たな借金をしてはいけません。ヤミ金融の被害に遭うおそれもあるなど、かえって問題を悪化させがちです。
- ・迷わず多重債務の相談窓口連絡し、法律専門家（弁護士又は司法書士）の支援を得て、解決策を検討することが重要です。

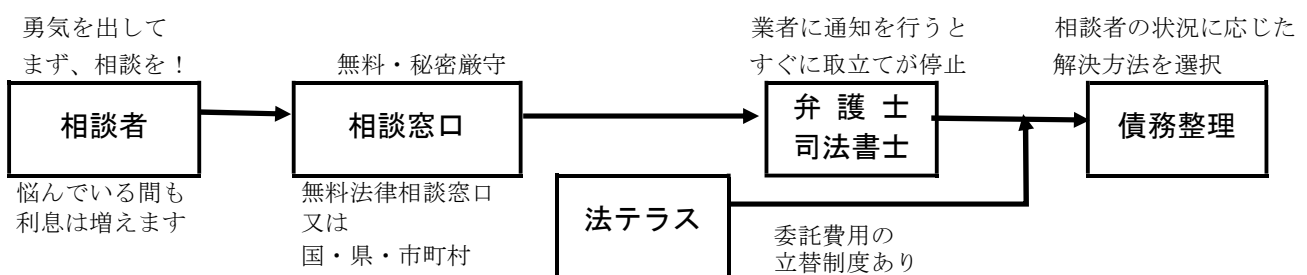
○ 債務状態チェックリスト（→ひとつでもあてはまれば相談窓口へ）

- 二つ以上の金融業者から借金があり、返すのが遅れがちになっている。
- 別の金融業者から借りて返すという自転車操業になっている。
- 借金を返すことに追われ、生活が行き詰まり、税金、公共料金、授業料、家賃などの支払が滞っている。
- 借金で悩んでおり、「誰に相談すればよいか」、「どこに相談すればよいか」分からなくて途方に暮れている。

○ 法律専門家に債務整理を委任した場合

- ・債務整理を受任した弁護士又は司法書士が、貸金業者にその旨を通知すれば、取立が止まります。
- ・債務整理を受任した弁護士又は司法書士は、取引のあった貸金業者から取引履歴を取り寄せ、利息制限法の利率で引き直し計算を行うことにより借金の額を確定します。
- ・債務整理を弁護士又は司法書士に委任する費用がない場合は、法テラスの民事法律扶助制度による費用の立替制度などが利用でき、また、費用の分割払いについても相談できます。

○ 相談フロー図



○ 多重債務法律相談（債務整理）に臨む際の準備資料

- ① 本人確認資料（運転免許証、パスポート、健康保険証等）
- ② 債務一覧（業者名と連絡先、最初の借入年月日と元本額、借入残高、保証人その他の担保の有無等）
- ③ 借入れに関する一切の資料（契約書、振込控、預貯金通帳、利用明細、ローンの場合の返済表等）
- ④ 収入に関する資料（給与明細・源泉徴収票、個人事業主の場合は直近の税務申告書等）

○ 債務整理の方法

整理方法	概要	適している場合	主なメリット (○) ・デメリット (●)
任意整理	裁判所を使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解する方法	<ul style="list-style-type: none"> 借金総額が比較的少額の場合 引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能 ○引き直し計算により、借金の額の減額が可能 ○受任通知により取立てが止まる (全ての手続に共通) ●当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない ●事故情報に登録される恐れがある (全ての手続に共通)
特定調停	簡易裁判所が債権者と債務者の間に立って利害関係を調整する方法	<ul style="list-style-type: none"> 借金をしている貸金業者の数が少ない場合 引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる ○返済計画に強制力があり、給与の差押え等も止められる ○法律専門家を頼まずにできるので、費用が安い ●借金をしている全ての貸金業者の合意を得る必要がある ●返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられる
個人版民事再生	地方裁判所が認可した再生計画に基づき債務を返済する方法	<ul style="list-style-type: none"> 借金をしている貸金業者の数が多く、額が多い場合 相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合 住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理が可能 ○住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能 (特別条項を利用できない場合もあるので要注意) ○給与の差押え等を止められる ●利用できる者に制限がある ●手続が相対的に複雑なため費用と時間がかかる
自己破産	地方裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらう方法	<ul style="list-style-type: none"> 返済の見込みがない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○免責が許可されれば、早期に借金から解放される ○給与の差押え等を止められる ●最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う ●破産原因によっては免責されない場合がある ●官報に氏名、住所が記載される ●免責が許可されるまで一定の職業に就けない等の制約がある

○ ヤミ金融に気を付けて！

- ・ヤミ金融とは、貸金業の登録の有無にかかわらず、法律の上限を超える金利で金銭の貸し付けを行う金融業者のことです。
- ・ヤミ金融には、「090金融」、「システム金融」、「押し貸し」、「家具リース」、「チケット金融」、「年金担保金融」などの種類があり、暴力的・脅迫的取立てにより強引な回収を行います。
- ・暴力的・脅迫的取立ての対象は、債務者本人はもちろん、家族、親族、勤務先など広範囲に及び、中には、本人と全く関係のない近隣住民まで脅迫するケースもあります。
- ・携帯電話の番号しか明かさなないなど正体がかめない業者が多く、被害回復は非常に困難です。

<こんな手口には要注意>

- ・ダイレクトメール、電話、ファックスなどで、返済困難に陥っている人を対象に融資を勧誘
- ・新聞、雑誌、チラシなどの広告で「審査なし、即融資」、「ブラックOK」等と宣伝して勧誘
- ・融資の条件として、保証金や手数料等の名目でお金を要求する融資保証金詐欺も注意が必要

<被害防止の3原則>

- ・絶対に「借りない」、「接触しない」、「電話をしない」

※ ヤミ金融の被害相談窓口 ⇒ 最寄りの警察署、又は岡山県警察本部生活安全捜査課
086-234-0110 (代表)